

# 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」 における議論に対する意見書

2011年11月24日  
全国消費者行政ウォッチねっと

後藤副大臣の主催の下に設置された「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」（以下、「検証会議」）での議論について、以下のとおり意見を述べます。

## 1 消費者庁と国センの業務の重複は存在しないことを確認すること

私たちはこれまでも、消費者庁と国民生活センターの業務の重複は存在しないことを繰り返し主張してきました。

このことは、国民生活センターの機能を個別に検討していけば明らかです。

すなわち、国民生活センターの機能としては、①相談あっせん支援、②ADR、③商品テスト、④資格制度、⑤P I O - N E T 整備、⑥相談員研修、⑦行政職員研修、⑧情報発信・広報、⑨消費者教育などがあります。これらの業務で重複があるものは存在しません。ちなみに⑧の情報発信・広報は重複しているとの指摘がなされていますが、消費者庁の情報発信とはそもそも法的な位置づけや性格が違います。また、仮に重複するのであれば情報発信については国センに一本化するなどの方法も考えられます。

国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースでは、消費者庁と国民生活センターの機能の「ほとんどが重複」しているとしていましたが、検証会議においてはこのような誤った判断を踏襲しないようお願いします。

## 2 新しい法人或いは別の枠組みの法人として存続するという選択肢を残すこと

行政刷新会議が示している、独立行政法人に代わる新しい法人について、検証会議では、新しい法人となってしまうと、あたかも国民生活センターの機能の低下は必然であるかの説明が事務局からなされています。

しかし、具体的にどの機能がどのような根拠に基づいて低下するのかが不明確であり、本当にそのような懸念が妥当するのかは疑問です。

したがって、検証会議においては安易に新しい法人という選択肢を否定するべきではありません。

もし仮に、行政刷新会議が現在示しているような類型では国民生活センターの機能が維持できないというのであれば、検証会議としては、むしろ政府に対し、国民生活センターの機能が十分維持・充実できるような新たな類型を、新しい法人の一

類型として創設するよう要望すべきです。或いは、国民生活センターの迅速性・柔軟性を確保しつつ組織の安定性を確保することを考えれば、行政刷新会議で検討されている新しい法人とはまったく別の枠組みとしての法人制度を用意することも考えられます。

### 3 国民生活センターの直接相談の復活の必要性を正面から指摘すること

閣議決定で廃止された国民生活センターの直接相談は、国民生活センターが常に最新の消費者被害の状況や事業者の対応等についての肌感覚をもちながら地方支援や情報発信を行っていくために、極めて重要な業務です。

検証会議での議論においても、現在国民生活センターが行っている平日バックアップ相談等の代替策では、直接相談が本来果たすべき役割を果たせていないことが明らかになっています。

直接相談を廃止した閣議決定が誤りであったことを正面から指摘し、その復活を求めて下さい。

### 4 研修施設の復活ないしそれに代わる対応の手当を

相模原の研修施設を廃止することとなったことに伴い、国民生活センターの研修業務に支障が生じています。

例えば研修の希望が多数の場合、相模原の研修施設であれば別室を用意して受講者を受け入れ、講義をライブ中継するなどの対応が可能だったところ、現在は民間施設を賃借して会場を確保しているため、そのような対応が難しくなっています。当然それまで無料だった会場費も発生し、予算的にも支出が増加することになります。

したがって検証会議としては研修施設の復活を求めるべきです。どうしてもそれができない場合には、これまで機能していた研修施設の機能が損なわれないよう、代替施設の確保や十分な予算措置等それに代わる対応の手当をすべきです。行政刷新会議の議論に唯々諾々と従い、廃止の交換条件として代替施設を確保しようとしなかった消費者庁の態度には消費者行政を強化しようという意思があるのか重大な疑問があります。検証会議はあくまで消費者行政強化の視点から、研修施設の復活ないしそれに代わる対応の手当について政府に対し要望して下さい。

以上